

大泉名水会規約

昭和 35 年 11 月 27 日制定
昭和 59 年 4 月 1 日改正施行
平成 8 年 6 月 1 日改正施行
平成 12 年 6 月 1 日改正施行
平成 25 年 5 月 19 日改正施行
平成 29 年 5 月 21 日改正施行
平成 30 年 5 月 20 日改正施行
令和 2 年 4 月 1 日改正施行
令和 3 年 5 月 23 日改正施行
令和 4 年 3 月 27 日改正施行
令和 4 年 9 月 10 日改正施行

第 1 章 総 則

(名称・事務所)

第 1 条 本会は大泉名水会と称し、事務所を東京都練馬区東大泉 3-38-13 に置く。

(構 成)

第 2 条 本会は本会の設置する水道を利用する者をもって構成する。

(財 産)

第 3 条 水道事業に関する動産、不動産、その他一切の財産所有権は本会に帰属する。

- 2 水道事業に関する借入金その他一切の責務は本会に帰属する。
- 3 不動産の登記は本会財務委員の中から 3 名の者の名義をもってし、その権利書は委員長が保管する。
- 4 本会の財産等は、管理簿等により適切に管理し、当該台帳はいつでも閲覧参照できるようにするものとする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は、会員の日常生活に必要な家庭水を、会員相互の協力によって、会員に確実かつ安定的に供給することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 水道施設の建設
- (2) 水道施設の維持管理及びその運営
- (3) 供給する水道水の品質の管理及び確保

(地 区)

第6条 前条の事業を行うため、給水地域を8地区16班に分かつ。各地区内の各種連絡事項は各地区の班長がこれに当たる。

第3章 会員

(加入)

第7条 本会の給水地域内に居住する者は本会への加入資格を有する。

2 本会の目的、趣旨に賛同し加入を希望する者は、所定の水道使用申込書を事務所に提出するものとする。

(退会)

第8条 会員が本会の水道を使用しなくなった場合には、退会届を事務所に提出することにより退会する。

2 退会届を受理された者は、本会に関する一切の権利を失うものとする。

(義務)

第9条 会員は、会員規約及び決議事項を守り、給水装置及び本会所定の量水器を設置し、水道事業の運営を分担する義務を負う。

2 会員は、やむを得ない事情がない限り各班で順番制により選出され、本会の運営を支援する班長を2年間務めなければならない。

3 給水装置の新設・改造・修繕・撤去に要する費用は、会員自ら負担するものとする。

(罰則)

第10条 会員が本規約ならびに総会・委員会の決議に違反したとき、理事長は、理事会での決議によって、その会員に警告又は給水停止を行うことができる。給水停止処分が6ヶ月以上継続した場合には、退会届を提出したものと見做す。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

第11条 本会に、評議員4名以上13名以内を置く。評議員は本会水道事業に知識・経験を有する会員、その他適任の会員とする。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会にて行う。

2 評議員候補の選任は、評議員若干名、理事若干名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名をもって構成する評議員候補者選定委員会において行う。

3 評議員候補者選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。

4 評議員候補者選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員候補者選定委員会の細則は、理事会において定める。

6 評議員は、本会の理事、監事又は職員を兼ねることはできない。

(任 期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(評議員会の権限)

第 14 条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般総会法人法」という。）に規定する事項及び本規約に定める事項に限り決議する。

(評議員会の開催)

第 15 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(評議員会の招集者)

第 16 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(評議員会の招集の通知)

第 17 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の決議)

第 19 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 一般法人法第 189 条第 2 項の決議は、議決に加わることのできる評議員の三分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(評議員会の決議の省略)

第 20 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員

が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

第 5 章 役員及び理事会

(役 員)

第 23 条 本会に、次の役員を置く。

理事 4 名以上 5 名以内。内 1 名は事務所運営との連結を図るため事務所長に委嘱。監事 1 名以上 2 名以内

- 2 役員の選任は、評議員会にて行う。
- 3 理事のうち 1 名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
- 4 監事は、本会の理事又は職員を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、本規約に定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

(監事の職務権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

(解 任)

第 27 条 役員が次の二に該当するときは、評議員会において解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれを堪えないとき。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。

(理事会の職務権限)

第 29 条 理事會は、本規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第30条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、本規約に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、本規約に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 財務委員

(財務委員)

第35条 本会の財務管理を行うため、総会において選出する常任の財務委員数名を置く。

2 財務委員は、本会に帰属する不動産及び預金の登記、登録について本会を代表しもしくは財務委員の名において名義人となることができる。

3 財務委員は、必要に応じて総会の決議を経て改選する。

4 財務委員は、他の役員を兼務することができる。

5 財務委員は、理事会に出席して意見を述べることが出来る。但し、議決権は有しない。

第7章 事務所職員等

(構成)

第36条 水道事業運営のため次の事務所職員を置く。

(1) 水道技術管理者 1名

(2) 職員若干名

2 事務所職員のうち 1名を事務所長とする。事務所長は、理事会の決議によ

り選出し、理事長が任命する。

3 理事会の決議により必要に応じて経営、技術等の顧問を置くことができる。

(職務)

第37条 事務所職員は、理事会の定めるところに従い日常の水道事業運営に係る実地の業務を行う。

2 事務所長は、事務所業務を統括する。又、常に事業運営状況の把握に努め、理事会に出席し理事会の運営を支援するとともに、事業運営状況を報告する。

3 水道技術管理者は、水道施設の技術管理業務を担当し、水道法第19条第2項に定める業務を行う。

(1) 水道技術管理者は、理事会の要請があった場合は、これに出席し技術管理上必要な事項の説明及び報告をしなければならない。

(2) 水道技術管理者は、水道施設の技術管理上必要な事項についての意見を理事会に具申することができる。

(任免・処遇)

第38条 職員及び顧問の任免及びその処遇に関しては、理事会の決議を経て理事長がこれを行う。

第8章 会計

(通常経費)

第39条 本会の経費は会員の拠出する維持分担金で賄う。

2 各年度の総合収支戻から、次年度繰越金を減じた額を将来の設備投資に備えて定期預金として積立てる。

(特別経費)

第40条 本会の設備の新設・更新・修復・改善等、通常経費をもってその支出にあてることのできない場合には、評議員会の決議を経て設備投資積立金の取崩し、資金の借り入れ、又は会員よりの臨時徴収をすることができる。

2 前項に定める設備投資積立金は、計画的に行う補修や災害時等に備えるための資金として理事会で定め、評議員会の決議を経て予算化する。

(予算・決算)

第41条 理事長は理事会の承認を経て、前年度の決算及び当該年度の予算案を評議員会に提出し、承認を得なければならない。

2 当該年度の予算成立の日まで、前年度予算に準じて通常収入・経費を講じることができる。当該通常収入・経費は新たに成立した予算の収支とみなす。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 9 章 個人情報保護

(基本姿勢)

第 43 条 個人情報は個人の人格尊重の理念のもと慎重に取り扱われるべきものであり、
本会はその保有する個人情報の適正な取り扱いに努め、事業運営上も会員の
権利・利益の保護に最善の注意を払っていくものとする。

第 10 章 環境保全

(基本姿勢)

第 44 条 水道水供給事業は水源から蛇口に至るまで一貫して環境と深い関わりがある。
本会は事業運営とのバランスを勘案しつつ必要な環境対策を着実に推進していく
ものとする。

第 11 章 リスク管理

(基本姿勢)

第 45 条 本会は、その事業活動にかかわるリスクを常に体系的に把握し、リスクの
分散・回避を適切に行うことにより、損害を予防しあるいは最小化するよう最善
の努力をするものとする。

第 12 章 補 則

(表彰)

第 46 条 本会に功績のあった者に対し、評議員会の議を経て、これを表彰することが
できる。

(細則)

第 47 条 次の事項は、理事会において定め、評議員会に報告する。

- (1) 水道使用の申込み及び加入金減免規程
- (2) 本会の維持分担金規程
- (3) 本会の会計規程
- (4) 名水会運営細則

(規約改正)

第 48 条 本規約は評議員会において出席会員（委任状を含む）の三分の二 以上の賛成を
得て改正することができる。

(施行期日)

第 49 条 本規約は昭和 35 年 11 月 27 日から施行する。

(附 則)

1. 令和4年3月27日改正は、同年4月1日から施行する。

2. 前項の改正時の評議員及び役員は、改正後の第 12 条及び第 23 条第 2 項の規定に、かかわらず、前項の改正を決議する総会で選任する。